

議案第15号

鳥取県道路占用料徴収条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県道路占用料徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

（鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後							改正前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
区分		単位	占用料				区分		単位	占用料			
			金額							金額			
			非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用					非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用	
市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	<u>1,000円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050円</u>	<u>808円</u>	
	第2種電柱		<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018円</u>	<u>861円</u>			第2種電柱	<u>1,600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,260円</u>
	第3種電柱		<u>1,300円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,365円</u>	<u>1,155円</u>			第3種電柱	<u>2,200円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,310円</u>	<u>1,680円</u>
	第1種電話柱		<u>560円</u>	<u>480円</u>	<u>588円</u>	<u>504円</u>			第1種電話柱	<u>930円</u>	<u>690円</u>	<u>976円</u>	<u>724円</u>
	第2種電話柱		<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>			第2種電話柱	<u>1,500円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,575円</u>	<u>1,155円</u>

第3種電 話柱		<u>1,200円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,260円</u>	<u>1,050円</u>
その他の 柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>
共架電線 その他上 空に設け る線類	長さ 1メー ートルに つき	<u>6円</u>	<u>5円</u>	<u>7円</u>	<u>6円</u>
地下に設 ける電線 その他の 線類	1年	<u>3円</u>	<u>3円</u>	<u>4円</u>	<u>4円</u>
路上に設 ける変圧 器	1個 につ き1 年	<u>550円</u>	<u>470円</u>	<u>577円</u>	<u>493円</u>
地下に設 ける変圧 器	占用 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>
変圧塔そ の他これ	1個 につ	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>

第3種電 話柱		<u>2,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,205円</u>	<u>1,575円</u>
その他の 柱類		<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>
共架電線 その他上 空に設け る線類	長さ 1メー ートルに つき	<u>10円</u>	<u>7円</u>	<u>11円</u>	<u>8円</u>
地下に設 ける電線 その他の 線類	1年	<u>5円</u>	<u>4円</u>	<u>6円</u>	<u>5円</u>
路上に設 ける変圧 器	1個 につ き1 年	<u>700円</u>	<u>520円</u>	<u>735円</u>	<u>546円</u>
地下に設 ける変圧 器	占用 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
変圧塔そ の他これ	1個 につ	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>

	に類するもの及び公衆電話所	き1年				
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>470円</u>	<u>400円</u>	<u>493円</u>	<u>420円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>
法第32条	外径が0.07メートル未満	長さ1メートル	24円	20円	25円	21円

	に類するもの及び公衆電話所	き1年				
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>600円</u>	<u>450円</u>	<u>630円</u>	<u>472円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>
法第32条	外径が0.1メートル未満	長さ1メートル	48円	36円	50円	37円

第1項第2号に掲げる物件

のもの 外 径 が 0.07メー トル以上 0.1メー トル未満 のもの	ルに つき 1年	34円	29円	35円	30円
外 径 が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの		51円	43円	53円	45円
外 径 が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの		67円	57円	70円	59円
外 径 が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの		100円	86円	105円	90円
外 径 が 0.3メー		130円	110円	136円	115円

第1項第2号に掲げる物件

のもの 外 径 が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの	ルに つき 1年	72円	53円	75円	55円
外 径 が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの		95円	71円	99円	74円
外 径 が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの		190円	140円	199円	147円
外 径 が 0.4メー トル以上 1メー トル未満の もの		480円	360円	504円	378円
外径が1 メートル		950円	710円	997円	745円

	トル以上 0.4メー トル未満 のもの				
	外 径 が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの	240円	200円	252円	210円
	外 径 が 0.7メー トル以上 1メート ル未満の もの	340円	290円	357円	304円
	外径が1 メートル 以上のもの	670円	570円	703円	598円
法第32条第1 項第3号及び 第4号に掲げ る施設	占用 面積 1平方メ ートルに つき 1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>
法第32条第1 地 階 下 数が1 街 及びの 及 びもの 地 の		Aに0.004を乗じて 得た額		Aに0.0042を乗じて 得た額	

	以上のもの				
法第32条第1 項第3号及び 第4号に掲げ る施設	占用 面積 1平方メ ートルに つき 1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>
法第32条第1 地 階 下 数が1 街 及びの 及 びもの 地 の		Aに0.003を乗じて 得た額		Aに0.00315を乗じ て得た額	

項第5号に掲げる施設	下室	階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額		Aに <u>0.0063</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		Aに <u>0.0084</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		<u>1,000円</u>	<u>510円</u>	<u>1,050円</u>	<u>535円</u>
	地下に設ける通路		<u>600円</u>	<u>310円</u>	<u>630円</u>	<u>325円</u>
その他のもの		<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき 1日	<u>20円</u>	<u>10円</u>	<u>21円</u>	<u>11円</u>
	その他のもの	占用面積 1平	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>210円</u>	<u>105円</u>

項第5号に掲げる施設	下室	階数が2のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額		Aに <u>0.00525</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額		Aに <u>0.0063</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		<u>2,900円</u>	<u>710円</u>	<u>3,045円</u>	<u>745円</u>
	地下に設ける通路		<u>1,500円</u>	<u>360円</u>	<u>1,575円</u>	<u>378円</u>
その他のもの		<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき 1日	<u>44円</u>	<u>11円</u>	<u>46円</u>	<u>12円</u>
	その他のもの	占用面積 1平	<u>440円</u>	<u>110円</u>	<u>462円</u>	<u>115円</u>

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に 看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	方メートルにつき 1月	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>210円</u>	<u>105円</u>
	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき 1年	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
	標識	1本につき 1年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>
	旗さお 祭礼、縁	1本につ	<u>20円</u>	<u>10円</u>	<u>21円</u>	<u>11円</u>

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に 看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	方メートルにつき 1月	<u>440円</u>	<u>110円</u>	<u>462円</u>	<u>115円</u>
	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき 1年	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>
	標識	1本につき 1年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>
	旗さお 祭礼、縁	1本につ	<u>44円</u>	<u>11円</u>	<u>46円</u>	<u>12円</u>

掲げる物件	その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	き1 日					
	その他 のもの	1本 につき 1月	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>210円</u>	<u>105円</u>	
	幕 (政令第7 条第2号 に掲げる 工事用施 設で	祭礼、 縁日 その他 の催し に際し 、一時 的に設 けるもの	その 面積 1平方 メートル につき 1日	<u>20円</u>	<u>10円</u>	<u>21円</u>	<u>11円</u>
	その他 の	その 面積	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>210円</u>	<u>105円</u>	
掲げる物件	日等 に際し、 一時的 に設ける もの	き1 日					
	その他 のもの	1本 につき 1月	<u>440円</u>	<u>110円</u>	<u>462円</u>	<u>115円</u>	
	幕 (政令第7 条第2号 に掲げる 工事用施 設で	祭礼、 縁日 等 に際し 、一時 的に設 けるもの	その 面積 1平方 メートル につき 1日	<u>44円</u>	<u>11円</u>	<u>46円</u>	<u>12円</u>
	その他 の	その 面積	<u>440円</u>	<u>110円</u>	<u>462円</u>	<u>115円</u>	

	あるものを除く。）	もの	1平方メートルにつき1月				
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
		その他のもの		<u>1,000円</u>	<u>510円</u>	<u>1,050円</u>	<u>535円</u>
	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>210円</u>	<u>105円</u>
	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			<u>110円</u>	<u>95円</u>	<u>115円</u>	<u>99円</u>
政	建築物	占用		Aに0.014	Aに0.018	Aに0.0147	Aに0.0189

	あるものを除く。）	もの	1平方メートルにつき1月				
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>
		その他のもの		<u>2,200円</u>	<u>540円</u>	<u>2,310円</u>	<u>567円</u>
	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>440円</u>	<u>110円</u>	<u>462円</u>	<u>115円</u>
	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			<u>140円</u>	<u>110円</u>	<u>147円</u>	<u>115円</u>
政	建	階数	占用	Aに0.006	Aに0.008	Aに0.0063	Aに0.0084

令第7条第6号に掲げる施設		面積 1平方メートルにつき 1年	を乗じて 得た額	を乗じて 得た額	を乗じて 得た額	を乗じて 得た額	令第7条第6号に掲げる施設	建築物	が1 のもの	面積 1平方メートルにつき 1年	を乗じて 得た額	を乗じて 得た額	を乗じて 得た額	を乗じて 得た額
	その他の もの	Aに0.01 を乗じて 得た額	Aに0.013 を乗じて 得た額	Aに0.0105 を乗じて 得た額	Aに0.01365 を乗じて 得た額	その他の もの			Aに0.009 を乗じて 得た額	Aに0.011 を乗じて 得た額	Aに0.00945 を乗じて 得た額	Aに0.01155 を乗じて 得た額		
政令第7条第8号	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	占用面積 1平方メートルに	Aに0.014 を乗じて 得た額	Aに0.018 を乗じて 得た額	Aに0.0147 を乗じて 得た額	Aに0.0189 を乗じて 得た額			階数が2 のもの		Aに0.011 を乗じて 得た額	Aに0.015 を乗じて 得た額	Aに0.01155 を乗じて 得た額	Aに0.01575 を乗じて 得た額
									階数が3 のもの		Aに0.013 を乗じて 得た額	Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに0.01365 を乗じて 得た額	Aに0.0168 を乗じて 得た額
									階数が4 以上のもの		Aに0.006 を乗じて 得た額	Aに0.008 を乗じて 得た額	Aに0.0063 を乗じて 得た額	Aに0.0084 を乗じて 得た額
									その他の もの					

に掲げる 応急仮設建築物	もの	つき 1年		
	その他の もの		Aに0.025を乗じて 得た額	Aに0.02625を乗じ て得た額
政令第7条第 9号に掲げる 器具	占有 面積 1平 方メ ートルに つき 1年	Aに0.025を乗じて 得た額	Aに0.02625を乗じ て得た額	

備考 略

政令第7条第 9号に掲げる 器具	占有 面積 1平 方メ ートルに つき 1年	Aに0.018を乗じて 得た額	Aに0.0189を乗じて 得た額	

備考 略

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県国有地使用料徴収条例(平成12年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
1 占用料							1 占用料						
区分		単位	占用料				区分		単位	占用料			
			金額							金額			
			非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用					非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用	
			市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域				市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種電 柱	1本 につ き1 年	630円	530円	661円	556円	工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種電 柱	1本 につ き1 年	1,000円	770円	1,050円	808円
	第2種電 柱		970円	820円	1,018円	861円		第2種電 柱		1,600円	1,200円	1,680円	1,260円
	第3種電 柱		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円		第3種電 柱		2,200円	1,600円	2,310円	1,680円
	その他の 柱類		56円	48円	58円	50円		その他の 柱類		72円	53円	75円	55円
	塔 類	広告 塔	表示 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	2,000円	1,000円	2,100円		1,050円	塔 類	広告 塔	表示 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	4,400円	1,100円

	その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>		その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>
水管、 下水道管、 ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>	水管、 下水道管、 ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
	外径が1メー		<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>		外径が1メー		<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>

	トル 以上 のもの					
標識	1本 につき 1年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>	
看板又は 広告板	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>	
通路（橋 を含む。）	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>110円</u>	<u>70円</u>	<u>115円</u>	<u>73円</u>	
略						
建物	占用	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>	

	トル 以上 のもの					
標識	1本 につき 1年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>	
看板又は 広告板	表示 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>	
通路（橋 を含む。）	占用 面積 1平方 メートル につき 1年	<u>150円</u>	<u>90円</u>	<u>157円</u>	<u>94円</u>	
略						
建物	占用	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>	

	その他の 工作物	面積 1平方メ ートルに つき 1年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積	<u>7円</u>	<u>5円</u>	<u>8円</u>	<u>6円</u>
	放牧場又は魚介養殖場	1平方メートル	<u>3円</u>	<u>2円</u>	<u>4円</u>	<u>3円</u>
	その他のもの	1年につき	<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>

2 略

備考 略

	その他の 工作物	面積 1平方メ ートルに つき 1年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積	<u>9円</u>	<u>7円</u>	<u>10円</u>	<u>8円</u>
	放牧場又は魚介養殖場	1平方メートル	<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>5円</u>	<u>4円</u>
	その他のもの	1年につき	<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>

2 略

備考 略

(鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄

中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
1 占用料							1 占用料						
区分		単位	占用料				区分		単位	占用料			
			金額							金額			
			非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用					非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>	工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,000円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050円</u>	<u>808円</u>
	第2種電柱		<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018円</u>	<u>861円</u>		第2種電柱		<u>1,600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,260円</u>
	第3種電柱		<u>1,300円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,365円</u>	<u>1,155円</u>		第3種電柱		<u>2,200円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,310円</u>	<u>1,680円</u>
	その他の柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>		その他の柱類		<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>
	塔類	広告塔	表示面積1平方メ	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>		<u>1,050円</u>	塔類	広告塔	表示面積1平方メ	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>

		ートルにつき 1年					
	その他の 塔	占用 面積 1平方メ ートルに つき 1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が4 メートル 未満の もの	長さ 1メー ートルに つき 1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>	
			<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>	
		ートルにつき 1年					
	その他の 塔	占用 面積 1平方メ ートルに つき 1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が4 メートル 未満の もの	長さ 1メー ートルに つき 1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>	
			<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>	
	外径が4 メートル 以上 1メー ートル未 満の もの						

	外径が1メートル以上のもの		<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識	1本につき1年		<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき		<u>110円</u>	<u>70円</u>	<u>115円</u>	<u>73円</u>
建物			<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>
その他の工作物			<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>

	外径が1メートル以上のもの		<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>
標識	1本につき1年		<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき		<u>150円</u>	<u>90円</u>	<u>157円</u>	<u>94円</u>
建物			<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>
その他の工作物			<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>

工作物の設置を伴わないもの	耕作地	1年 占用面積 1平方メートルにつき	<u>7円</u>	<u>5円</u>	<u>8円</u>	<u>6円</u>
	放牧場又は魚介養殖場		<u>3円</u>	<u>2円</u>	<u>4円</u>	<u>3円</u>
	貯木場	1年	<u>3円</u>	<u>2円</u>	<u>4円</u>	<u>3円</u>
	その他のもの		<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>

2 略
備考 略

工作物の設置を伴わないもの	耕作地	1年 占用面積 1平方メートルにつき	<u>9円</u>	<u>7円</u>	<u>10円</u>	<u>8円</u>
	放牧場又は魚介養殖場		<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>5円</u>	<u>4円</u>
	貯木場	1年	<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>5円</u>	<u>4円</u>
	その他のもの		<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>

2 略
備考 略

(鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後							改 正 前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
1 略							1 略						
2 土地占用料							2 土地占用料						
区分		単位	占用料				占用料						
			金額				金額						
			非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用				
			市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種電 柱	1本 につ き1 年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>	第1種電 柱	1本 につ き1 年	<u>1,000円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050円</u>	<u>808円</u>	
	第2種電 柱		<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018円</u>	<u>861円</u>	第2種電 柱		<u>1,600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,260円</u>	
	第3種電 柱		<u>1,300円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,365円</u>	<u>1,155円</u>	第3種電 柱		<u>2,200円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,310円</u>	<u>1,680円</u>	
	その他の 柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>	その他の 柱類		<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>	
	塔 類	広告 塔	表示 面積 1平	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>	塔 類	広告 塔	表示 面積 1平	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>

		方メートルにつき 1年					
	その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径がφ4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>	
			<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>	
		方メートルにつき 1年					
	その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径がφ4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>	
			<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>	
	外径がφ4メートル以上1メートル						

	ル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識	1本につき1年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートル	<u>110円</u>	<u>70円</u>	<u>115円</u>	<u>73円</u>
建物		<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>

	ル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>
標識	1本につき1年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>
通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートル	<u>150円</u>	<u>90円</u>	<u>157円</u>	<u>94円</u>
建物		<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>

	その他の 工作物	ルに つき 1年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占用 面積 1平 方メ ートル に つき 1年	<u>7円</u>	<u>5円</u>	<u>8円</u>	<u>6円</u>
	放牧場又 は魚介養 殖場		<u>3円</u>	<u>2円</u>	<u>4円</u>	<u>3円</u>
	貯木場		<u>3円</u>	<u>2円</u>	<u>4円</u>	<u>3円</u>
	その他の もの		<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>

3 略

備考 略

	その他の 工作物	ルに つき 1年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占用 面積 1平 方メ ートル に つき 1年	<u>9円</u>	<u>7円</u>	<u>10円</u>	<u>8円</u>
	放牧場又 は魚介養 殖場		<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>5円</u>	<u>4円</u>
	貯木場		<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>5円</u>	<u>4円</u>
	その他の もの		<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>

3 略

備考 略

(鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第5条 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						
別表（第10条関係）						
1 略						
2 占用料						
区分	占用料					
	単位	金額				
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用		
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>
	第2種電柱		<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018円</u>	<u>861円</u>
	第3種電柱		<u>1,300円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,365円</u>	<u>1,155円</u>
	その他の柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>
塔類	広告塔	表示面積1平	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>

改正前						
別表（第10条関係）						
1 略						
2 占用料						
区分	占用料					
	単位	金額				
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用		
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,000円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050円</u>	<u>808円</u>
	第2種電柱		<u>1,600円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,680円</u>	<u>1,260円</u>
	第3種電柱		<u>2,200円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,310円</u>	<u>1,680円</u>
	その他の柱類		<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>
	塔類	広告塔	表示面積1平	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>

		方メートルにつき1年					
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>	
			<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>	
		方メートルにつき1年					
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>	
			<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>	
	外径が0.4メートル以上						

	1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識	1本につき1年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>

	1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>
標識	1本につき1年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>

通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>110円</u>	<u>70円</u>	<u>115円</u>	<u>73円</u>
略					
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>

備考 略

通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>150円</u>	<u>90円</u>	<u>157円</u>	<u>94円</u>
略					
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>

備考 略

（鳥取県漁港管理条例の一部改正）

第6条 鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第13条関係）					別表第1（第13条関係）				
区分		単位	占用料		区分		単位	占用料	
			非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用				非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用
工作物の設置を伴うもの	略				略				
	第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	<u>661円</u>	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,000円</u>	<u>1,050円</u>	
	第2種電柱		<u>970円</u>	<u>1,018円</u>	第2種電柱		<u>1,600円</u>	<u>1,680円</u>	
	第3種電柱		<u>1,300円</u>	<u>1,365円</u>	第3種電柱		<u>2,200円</u>	<u>2,310円</u>	
	その他の柱類		<u>56円</u>	<u>58円</u>	その他の柱類		<u>72円</u>	<u>75円</u>	
水管、 外径が0.4メー	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>136円</u>	水管、 外径が0.4メー	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>199円</u>		

下水道管、 ガス管その他の管類	トル未 満の もの			
	外径が 0.4メー トル以 上1メー トル未 満の もの	<u>340円</u>	<u>357円</u>	
	外径が 1メー トル以 上の もの	<u>670円</u>	<u>703円</u>	
看板又は広 告板	表示面積1平 方メートルに つき1年	<u>2,000円</u>	<u>2,100円</u>	
略				
略				

備考 略

下水道管、 ガス管その他の管類	トル未 満の もの			
	外径が 0.4メー トル以 上1メー トル未 満の もの	<u>480円</u>	<u>504円</u>	
	外径が 1メー トル以 上の もの	<u>950円</u>	<u>997円</u>	
看板又は広 告板	表示面積1平 方メートルに つき1年	<u>4,400円</u>	<u>4,620円</u>	
略				
略				

備考 略

別表第2（第16条関係）

- 1 略
- 2 占用料

区分		占用料			
		単位	金額		
			非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の 占用	
公共空地	工作物の設置を伴うもの	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>199円</u>
		第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	<u>661円</u>
		第2種電柱		<u>970円</u>	<u>1,018円</u>
		第3種電柱		<u>1,300円</u>	<u>1,365円</u>
		その他の柱類		<u>56円</u>	<u>58円</u>
	水管、 外 下 径が 0.4	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>136円</u>	

別表第2（第16条関係）

- 1 略
- 2 占用料

区分		占用料			
		単位	金額		
			非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の 占用	
公共空地	工作物の設置を伴うもの	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>	<u>273円</u>
		第1種電柱	1本につき1年	<u>1,000円</u>	<u>1,050円</u>
		第2種電柱		<u>1,600円</u>	<u>1,680円</u>
		第3種電柱		<u>2,200円</u>	<u>2,310円</u>
		その他の柱類		<u>72円</u>	<u>75円</u>
	水管、 外 下 径が 0.4	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>199円</u>	

水道管、ガス管その他の管類	メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>340円</u>	<u>357円</u>
	外径が1メートル	<u>670円</u>	<u>703円</u>
水道管、ガス管その他の管類	メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>480円</u>	<u>504円</u>
	外径が1メートル	<u>950円</u>	<u>997円</u>

	以上のもの			
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000円</u>	<u>2,100円</u>	
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>199円</u>	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>90円</u>	<u>94円</u>	
水域	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>90円</u>	<u>94円</u>	

備考 略

	以上のもの			
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400円</u>	<u>4,620円</u>	
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>	<u>273円</u>	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>136円</u>	
水域	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>136円</u>	

備考 略

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第7条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				
別表第1（第5条関係）				
1 略				
2 港湾施設用地				
区分	使用料			
	単位	金額		
		非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工作物を設置する場合	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>630円</u>	<u>661円</u>
	第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	<u>661円</u>
	第2種電柱		<u>970円</u>	<u>1,018円</u>
	第3種電柱		<u>1,300円</u>	<u>1,365円</u>
	その他の柱類		<u>56円</u>	<u>58円</u>
	水管	外径が0.4メートル	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>

改正前				
別表第1（第5条関係）				
1 略				
2 港湾施設用地				
区分	使用料			
	単位	金額		
		非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工作物を設置する場合	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>710円</u>	<u>745円</u>
	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,000円</u>	<u>1,050円</u>
	第2種電柱		<u>1,600円</u>	<u>1,680円</u>
	第3種電柱		<u>2,200円</u>	<u>2,310円</u>
	その他の柱類		<u>72円</u>	<u>75円</u>
	水管	外径が0.4メートル	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>

下水道管、 ガス管その他の管類	トル未 満の もの			
	外径が 0.4メー トル以 上1メ ートル 未満の もの		<u>340円</u>	<u>357円</u>
	外径が 1メー トル以 上の もの		<u>670円</u>	<u>703円</u>
看板又は広 告板	表示面積1平 方メートルに つき1年		<u>2,000円</u>	<u>2,100円</u>
その他の工 作物	使用面積1平 方メートルに つき1年		<u>630円</u>	<u>661円</u>
略				

備考 略

下水道管、 ガス管その他の管類	トル未 満の もの			
	外径が 0.4メー トル以 上1メ ートル 未満の もの		<u>480円</u>	<u>504円</u>
	外径が 1メー トル以 上の もの		<u>950円</u>	<u>997円</u>
看板又は広 告板	表示面積1平 方メートルに つき1年		<u>4,400円</u>	<u>4,620円</u>
その他の工 作物	使用面積1平 方メートルに つき1年		<u>710円</u>	<u>745円</u>
略				

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分		占用料				
		単位	金額			
			非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	661円	556円
	第2種電柱		970円	820円	1,018円	861円
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円
	その他の柱類		56円	48円	58円	50円
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分		占用料				
		単位	金額			
			非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1,050円	808円
	第2種電柱		1,600円	1,200円	1,680円	1,260円
	第3種電柱		2,200円	1,600円	2,310円	1,680円
	その他の柱類		72円	53円	75円	55円
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円

	その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識		1本につき1年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>

	その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>
標識		1本につき1年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>

	看板又は広 告板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
	通路(橋を含 む。)	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>110円</u>	<u>70円</u>	<u>115円</u>	<u>73円</u>
	建物	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>
	その他の工 作物	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>7円</u>	<u>5円</u>	<u>8円</u>	<u>6円</u>
	魚介養殖場	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>3円</u>	<u>2円</u>	<u>4円</u>	<u>3円</u>
	貯木場	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>3円</u>	<u>2円</u>	<u>4円</u>	<u>3円</u>
	その他のも の	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>

2 略

備考 略

	看板又は広 告板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>
	通路(橋を含 む。)	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>150円</u>	<u>90円</u>	<u>157円</u>	<u>94円</u>
	建物	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>
	その他の工 作物	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>9円</u>	<u>7円</u>	<u>10円</u>	<u>8円</u>
	魚介養殖場	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>5円</u>	<u>4円</u>
	貯木場	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>5円</u>	<u>4円</u>
	その他のも の	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>

2 略

備考 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。